

事例報告

題名 職業リハビリテーションにおける ICF の活用

氏名 佐藤 修一

所属 高齢・障害者雇用支援機構 障害者職業総合センター

1 活用の分野

職業リハビリテーションプログラムの開発と実施

事業の概要

(1) 職業リハビリテーション

職業リハビリテーションとは、「障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介その他この法律に定める措置を講じ、その職業生活における自立を図ることをいう。」「(障害者の雇用の促進等に関する法律)」

(2) 支援プログラム

- ① 高齢・障害者雇用支援機構では、新規就職や職場復帰を希望する障害者を支援するプログラムを開発し、提供している。
- ② プログラムは、就職あるいは職場復帰を希望する障害者に対して、就業の場で障害がもたらす阻害要因を明確にし、軽減策を確定することを目的として、13～24 週間実施する。
なお、回避や軽減のためのスキル付与も、行う。

2 活用の方法 モデルとしての活用

(1) 評価項目

- ① 障害がもたらす阻害要因を明確にすることがプログラムの目的であるため、職務における遂行可能性(「活動」)に加えて、作業環境・通勤手段・人的支援(「環境因子」)を含めた評価を行う。
- ② 就業に関しては知識・技能や興味等の「個人因子」が非常に大きな影響を及ぼしているため、その面での評価も必須である。

(2) 内容

① 障害者には、

- ・ 障害がもたらす就業阻害要因を明確にし、提示する。
- ・ 障害の影響を回避する手段や軽減方法を検討する。
(作業手順・仕事のやり方の変更、労働時間や職場環境の変更、支援機器・人的支援の提供、施設の物理的変更等)
- ・ スキル付与により、回避や軽減が可能であれば、付与を行う。
(例 記憶障害に対する記憶補完ツールの使用ノウハウ。)
- ・ 就職や職場復帰に際して、職種と、企業側の配慮事項を検討する。

② 企業には、

- ・ 個人と職種に対応した、具体的な企業側の配慮事項(「合理的配慮」)を提示する。
- ・ 障害に関する情報の提供、利用できる援護措置(助成金、支援機器、人的支援)情報を提供。
- ・ 場合によっては、職務の新設や、特例子会社の設立も提案する。

③ 就職後の具体的支援

ジョブコーチ派遣

(3) 対象障害

- ① プログラム開発の対象とする障害は、障害者雇用率(納付金)や助成金の対象となる範囲より広い。

就業に必要な配慮事項が確定されていない障害が、開発対象である。

- ② 対象障害は変化し続けている。現在は、発達障害、精神障害、高次脳機能障害が対象。

(4) 開発中のプログラム例1 職場復帰希望の精神障害者に対する支援プログラム

気分障害(うつ病回復者)の職場復帰希望者が対象。実施期間 24 週間。

スキル付与と、復帰先企業での職務変更を含めた配慮事項の確定が、重点である。

- ① グループミーティングによる障害理解の促進、復帰後のキャリアプランの検討
- ② スキル付与
 - ・ 気分・体調の管理、ストレス対応、対人コミュニケーション、アサーション
 - ・ 職務遂行上の自己管理(疲労、休憩)
- ③ 復帰職種の検討と配慮事項の確定
- ④ 復帰先企業へのプレゼンテーション

(5) 開発中のプログラム例2 発達障害者に対する支援プログラム

アスペルガー症候群、ADHD の者が主対象。実施期間 13 週間。

就業の場での障害特性の表れ方、希望職種の確定、就業に必要な配慮事項の明確化が重点。

- ① インタビューでのアセスメント
 - コミュニケーションの特徴、感覚過敏、パニック対応、二次障害
- ② 特定の環境でのアセスメントとスキル付与
 - 対人場面 指示理解、学習特性、基本的な対人技能
 - 作業場面 作業適性、作業耐性、集団場面での変化と対応

これらの課題や環境は、障害の影響が現れやすいことを重視して選定している。(「標準的環境」を目指してはいない。)
- ③ スキル付与
 - 問題解決技能、作業手順マニュアル作成、リラクゼーション、職場対人技能
- ④ 職場実習
- ⑤ 「ナビゲーションブック」作成
 - 就業の場での障害特性の現れ方、適性のある職種、就業に必要な配慮事項を自己確認
- ⑥ 企業に要請する配慮事項案の例示

3 活用の方法 分類そのものの活用

具体的な評価等における様式作成等に関しては、残念ながら、ICF の利用はすすんでいない。

理由

- (1) 個人属性に関する評価では、評価項目が、その障害に特化した詳細な事項となることが多いため、現状では、ICFに添って項目を再構成する試みを行っていない。
- (2) 職業に関する評価では、知識・技能・興味に関する既存情報をICFに添って記述することが困難。
 - ① 例えば「職業スキル」のように、「活動と参加」と類似しているものの、ICFには含まれないと思われるものが多い。
 - ② 「他の人より優れている」評定が必要となる。

参考

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構
障害者職業総合センター

<http://www.jeed.or.jp/>
<http://www.nivr.jeed.or.jp/>